

令和3年度認定こども園 副食費（1号認定）

単位：円

階層区分 年収めやす			月額
第1階層	1	生活保護世帯	免除（0円）
第2階層 ～270万円 未満	2-2	市町村民税非課税世帯（均等割のみ含む）、養育里親（養子縁組里親・親族里親は除く）	
	2-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児（者）のいる世帯」	
第3階層 ～360万円 未満	3-2	市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	
	3-1	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児（者）のいる世帯」	
第4階層 ～680万円 未満	4	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下の世帯	保護者負担 （4500円）
第5階層 680万円～	5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上の世帯	

- ◆幼児教育・保育の無償化により保育料は無償ですが、給食費、行事費などは保護者負担です。
- ◆副食費の額は、園ごとに異なる場合があります。
- ◆小学校3年生以下の子が3人以上いる世帯の第3子以降は免除します。
- ※障がい児（者）：身障手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、特別児童扶養手当や障害基礎年金等受給している方が対象です。
- ◆年度途中で住民税の修正申告があったり、同一世帯で身体障害手帳・療育手帳の取得・喪失があった場合は、副食費に影響することがあるためすみやかにお知らせください。
- ◆保護者の状況（退職、就職、妊娠出産等）が変わった場合は、認定変更申請をお願いします。